

年 月 日

様

補装具費支給決定通知書

様

中新川郡舟橋村長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 者	住 所					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
支給番号				支給決定日		
決定内容				借受け期間		
補装具の名称						
完成用部品名称						
補 装 具 業 者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額	
円		円	合計額	円		(合計額)
月額負担上限額		月額 (借受けの場合)	(初月)		円	
			(中間月)			
円			(最終月)			

敬示事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 舟橋村長 に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、 舟橋村 を被告として（訴訟において 舟橋村 を代表する者は 舟橋村長 となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問い合わせ先

中新川郡舟橋村

舟橋村役場生活環境課

郵便番号 930-0295

電話番号 076-464-1121

住所

富山県中新川郡舟橋村仏生寺55